## 神奈川県における救命救急センター指定基準

平成 24 年 2 月 3 日 作成 平成 30 年 2 月 16 日 改正 令和 7 年 1 月 15 日 改正

- 1 地域の了解の下に、近隣の医療機関との連携・協力体制があり、地域の初期・ 二次救急医療提供体制に後退のおそれがないこと。
- 2 厚生労働省医政局の実施する「救命救急センターの充実段階評価」の調査票 1において「是正を要する項目」の合計が5項目未満であること。
- 3 循環器疾患への診療、脳神経疾患への診療、整形外科医による外傷診療、小児(外)科医による診療、産(婦人)科医による診療体制を有すること。
- 4 疾病の種類により受入れに偏りがないこと。
- 5 救急隊からの受入要請を直接受ける専用電話(ホットライン)を有すること。
- 6 運用開始日までに厚生労働省医政局の「救急医療対策事業実施要綱」の規定 に準じた人員、施設及び設備を有する見込みがあること。
- 7 運用開始日までに専用病床を20床以上有する見込みがあること。
- 8 運用開始日までに専任の日本救急医学会指導医を配置する見込みがあること。
- 9 運用開始日までに精神科医による診療体制を有する見込みがあること。
- 10 上記9項目を満たすことにより、重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れることが見込めること。
- 11 1から9までの9項目を満たすことにより、初期救急医療施設及び二次救急 医療施設並びに救急搬送機関からの救急患者を24時間体制で受け入れること が見込めること。